



薬生発 0328 第4号  
平成 29 年 3 月 28 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件」(平成 29 年厚生労働省告示第 91 号。以下「改正告示」という。)が告示され、平成 29 年 4 月 1 日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の御配慮をお願いいたします。

#### 記

##### 1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第 80 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、製造販売の承認の権限が都道府県知事に委任される医薬品として、新たに漢方製剤が指定され、その有効成分の種類、配合割合及び分量並びに効能及び効果の範囲が定められたこと。

##### 2 委任品目の審査の基本的な考え方

今回の改正により、都道府県知事に権限が委任された漢方製剤の製造販売承認及び製造販売承認事項一部変更承認にかかる審査は、改正告示、日本薬局方(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 41 条第 1 項)及び平成 29 年 3 月 28 日薬生発 0328 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「一般用漢方製剤製造販売承認基準について」の別紙「一般用漢方製剤製造販売承認基準」によるほか、本通知及び別途発せられる通知に定めるところにより行うこと。

##### 3 留意事項

- (1) 漢方処方に基づき製造される内服用薬剤であっても、改正告示で定める事項に適合しないものの製造販売承認は、従前どおり厚生労働大臣により行われるものであること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する漢方処方に基づき製造される内服用薬剤について承認を与えるとするときは、あらかじめ医薬・生活衛生局長に協議すること。
  - ア 特殊な製剤
  - イ 特殊な用法及び用量のもの
  - ウ 医薬品(漢方製剤と同一投与経路のものに限る。)への使用前例のない添加物を含有するもの



六 <sup>3</sup> 君子湯エキス	体力中等度以下で、胃腸が弱く、食欲がなく、みぞおちがつかえ、疲れやすく、貧血性で手足が冷えやすいものの次の諸症..胃炎、胃腸虚弱、胃下垂、消化不良、食欲不振、胃痛、嘔吐
苓桂朮甘湯	体力中等度以下で、めまい、ふらつきがあり、ときのぼせや動悸があるものの次の諸症..立ちくらみ、めまい、頭痛、耳鳴り、動悸、息切れ、神経症、神経過敏